

【内申（推薦）時の提出書類一覧】

No.	提出書類	備考
1	内申書 【別紙3】	参加希望のご遺族本人が記入したものと
2	質問票（健康チェック票） 【別紙4】	参加希望のご遺族本人及びそのご家族が記入したもの ※介助者についても提出必要
3	ご遺族（巡拝参加申込者）の戸籍謄本もしくは抄本（原本）	巡拝参加申込日前 180 日以内に発行されたもの
4	親族関係の確認	戦没者の本籍、死亡日及び戦没場所が確認できるもので、途中省略ページのないもの 発行年月日は問われないが、発行年月日と発行者が確認できるもの
5	戦没者の戸籍謄本（写し可）	<u>戦没者と遺族の続柄が確認できるもので、途中省略ページのないもの</u> 発行年月日は問われないが、発行年月日と発行者が確認できるもの ※No. 3, 4 でご遺族と戦没者の続柄が確認できる場合は省略可
6	兵籍簿または戦時名簿の写し	戦没者該当ページ（省略ページのないもの）
7	戦没場所の確認	戦没者の死亡日及び戦没場所が記載されているもの
8	戦死公報または戦没者原簿の写し	戦没者の死亡日及び戦没場所が記載されているもの

【留意事項】

- ・戸籍謄本もしくは抄本（No. 3～5）は、原本または写しに関係なく、戦没者と遺族の続柄を確認するため、冒頭の本籍地の記載から、最終ページ（発行年月日と発行者の記載があるページ）まで、省略なく提出してください。
- ・No. 3～8について、令和2年度から4年度で実施を予定していたものの実施できていないロシア、中国、インド、ミャンマー、トラック諸島に限り、令和6年度以降に初めて実施する慰霊巡拝について、令和2年度から4年度に参加希望遺族が書類を提出していた場合にその書類を使用することで改めての提出を省略できるものとします。

- ・戦没者の履歴や戦没場所の確認は複数の資料を用いて行います。戸籍（除籍）謄本の記載のみでは死没地点が絞り込めない（「〇〇島方面」「●●海上」など）ケースが多いため、戦没場所を確認するための資料（No. 6～8）は、全てご提出いただくようお願いいたします。
- ・No. 6～8について、戦没者の本籍都道府県で保管されていない場合は内申書の都道府県担当者記入欄の「f 都道府県に兵籍、死亡者調査票等を保管していない」に○をつけてください。
- ・内申書と戸籍謄本等の添付書類は、当該ご遺族の推薦をされた慰霊巡拝に係る事務にのみ使用いたします。また、お申し込み後、これらの資料は返却いたしません。